新発見の「吉田書簡F」

―戦後日中関係における「経済要因」

陳

肇

斌

「吉田書簡(A、B、C、D)」によくあらわれており、筆者はかつてそれらに焦点を絞って分析した。 めぐって連合国の間で対立があり、日本政府は対応を迫られた。日本政府の立場は一九五一年に書かれた四通の 対日講和の過程において、中国のいずれの政府が対日講和に参加するかということが問題となった。この問題を

らである 明すべく筆者は、近年公開された中国外交部档案館所蔵の文書をはじめ、中国側のさまざまな公文書を調べた。日 本の中国政策に対する中国側の反応を考察し、フィードバックとして日本外交を逆照射することが可能と考えたか しかし、日本の中国政策の対象であった中国側が如何なる反応をしたのかという問題は残されていた。それを解

経済援助を求めたものであるが、なぜ中国側にわたったのか。 れていなかったもう一通の「吉田書簡」である。アイゼンハワー米大統領宛とされるこの書簡は、アメリカの対日 はたして中国側文書から、日本外交に関する興味深い資料を発見することができた。それは、これまで一切知ら

本稿の目的は、それを解明する作業を通じて、戦後の日中関係における「経済要因」の意味、さらにはそれと日

新発見の「吉田書簡F」

(都法四十九 - 二) 二一九

一、中国側の「吉田書簡C」への対応:過激か慎重か

争を準備していることの動かし難い証拠であると考え」た。つまり日米が蒋介石の大陸反攻への支持を示唆した文 言として認識されたのである。 全ての領土に適用する」という文言を重視し、それを「日米が結びついて中国人民と中国領土に対して再び侵略戦 フォミュラ、すなわち「中華民国については、この二国間条約は、現在または将来中華民国の国民政府が管轄する 同時に公表された。これに接した人民政府(以下、中国政府と記す)は、その一週間後の二三日に声明を発表し、 な「吉田書簡C」を書いた。一九五一年一二月二四付の同書簡は、翌年の一月一六日に東京とワシントンにおいて ⁻吉田書簡C」を厳しく批判した。声明はとくに「吉田書簡C」のなかで示された日華条約の適用範囲を規定する ダレスの指示に従って吉田は、大陸中国の人民政府と講和せずに台湾の国民政府と講和することを保証する著名

されていた。周恩来の毛沢東宛の一月二二日付メモによれば、『人民日報』の社説の執筆を依頼するために、 が、しかし反応の全てではない。この声明と同時に、関連する社説と記事が中共中央の機関紙『人民日報』に掲載 表する予定である。」この意味において、『人民日報』に掲載された胡喬木の手による社説・記事が声明と併せて、 の草稿は同社の責任者であった胡喬木宛にも送られ、「すでに三篇の論説・記事を用意しておき、声明と同時に発 この峻厳な対日態度を示した声明は、むろん中国政府側の「吉田書簡C」に対する反応を示したものではあった 声明

方法は、毛沢東の同意を得た。この三篇の論説記事から、「吉田書簡C」の作成およびそれをめぐる日本と米英と 「吉田書簡C」に対する中国側の「回 答」となったと言える。二二日中に周恩来が提出した声明案を含める対応

の関係について中国政府がもっていた状況認識の一端が、うかがわれる。

あろう」と同記事は結論づけた。 に、吉田は「まさにダレスに要求されて、アメリカ帝国主義の利益のために日本を犠牲にした書簡に署名したので P通信社では、ダレス訪日の目的の一つは ^日本政府に国民党中国と講和することを強制的に受け入れさせる^こ を脅した。´´日本は中共と関係を結びたいと言い、またそれと交易したいとも言っている。このような言論は、ア とであると報じられた。昨年一二月一一日にダレスは東京で開かれた記者会見において、次のように公然と日本側 自ら訪日して手に入れたものであることを信じる。ダレスが訪日して吉田と会談した昨年一二月中旬ころにも、 た所産であることを米国務省が必死になって否定してはいるが、疑いのない事実から、この〝保証書〟はダレスが 書簡はあきらかにアメリカ政府の命令を受けて公表されたものである。この書簡の公表後、アメリカの圧力を受け のであることを中国側が認識していたことである。そのうちの一篇の新華社通信の記事によれば、「……この吉田 メリカ議会における講和条約の審議に深刻な影響を与えかねないと考えている。、」これらのことからも分かるよう 第一に、国民政府との「二国間講和」を保証した「吉田書簡C」はダレスの圧力に屈して書かされた不本意なも

リスの関係者は日本の対国民政府承認に関する決定にアメリカが影響力を及ぼしたことを批判している。イギリス UP通信社のロンドン発記事によるイギリス側の反応を紹介している。つまりUPによれば、一月「一七日にイギ していたことである。「蒋一味との講和を対日強制する米国に英国人民が反対」 と題するもう一篇の記事のなかで、 第二に、「吉田書簡C」に示される中国問題に関する立場について、英米間に対立があったことを中国側が認識

ば、同社説は「イギリスの外交とヨーロッパの利益はアメリカから辱められ打撃を蒙った」と指摘した。「残念な がらイギリスはすでに対日講和条約を批准している。われわれがこのようにしたのは、アメリカが自らの約束につ いて、その文言においてもまたその精神においても遵守してくれるであろうことを信じていたからである。」つま 『人民日報』の同記事は、さらに英国の『デイリー・ミラー』 一月一八日付の社説を紹介している。それによれ

りアメリカが対日圧力を行使したのは「背信行為」であるというのが同社説の主張であった。 国に中国大陸との伝統的な貿易関係を回復させて」ここ数年来の日本の東南アジア地域向けの輸出によってイギリ ワーカー』紙の一月一八日付社説の指摘も『人民日報』の記事で引用されている。それによれば、日本が「蒋介石 スが蒙った損失を回避しようとしたからであると言われる。また、これと同じ文脈で、イギリスの『デイリー・ つまり日本の対中関係について「イギリスはアメリカと異なる態度を採っている」が、それは「日本のような工業 である。まず、英米対立の背景について、『人民日報』の掲載記事は、次のようにAP通信の記事を引用している。 第三に、日本の対中関係をめぐる日英米の相互関係には経済問題が絡んでいることを中国側も認識していたこと

は日に日に大量失業の脅威に見舞われていることが指摘された。 およびその他のヨーロッパ諸国で代替市場を探さざるを得ない。」そしてこの社説の文末において、ランカシャー するであろう。……アメリカはすでに日本の対中貿易に制限を加えている。その結果、日本はイギリスの海外市場 を承認することは悪い影響をもたらしかねない。すでに少額となった英中間の貿易量がさらに減少することを意味

関西経済界は、「吉田書簡C」に「大きな失望感を覚えた」と報じられた。 ひいては日本貿易の自立も脅かされるであろう、、という意見をもっている。」さらに、中国と貿易する伝統をもつ 輸入ができず、日本経済の自立化に不可欠な諸条件であるコストの削減および産業合理化と相反する結果になり、 本の〝産業界と貿易業界〞は、現状では日本と大陸中国の貿易が完全に断たれ、〝鉄鉱石、粘結炭等安い原材料の てい吉田書簡に対し失望感を抱いている。共同通信社一月一六日配信の記事によれば、吉田書簡(C)について日 日本の経済自立との関係について、『人民日報』の掲載記事は次のように報じている。「日本経済界はたい

周恩来の名前ではなく、外交部スポークスマンの立場にあった章漢夫副部長の名前、すなわち実務レベルにおいて 恩来の払った細心の注意をみても、容易に理解される。つまり声明の発表は、政務院総理または外交部長であった 状況認識、または不用意な紙面作りによるものではなかったように思われる。このことは、政府声明を出す際の周 いて、同書簡はアメリカの圧力による不本意なものという認識を示した。このコントラストは、決して相矛盾した 確である。中国政府は声明を出して激越な表現を使ってまで「吉田書簡C」を指弾しながら、他方で同じ紙面にお 以上の三点に見られる中国政府の状況認識は、後に機密解除された公文書に基づく検証結果から見ても、 ほぼ正

そうした扱いの慎重さは、指示を仰ぐために声明の草稿とともに送られた毛沢東宛の周恩来メモから、うかがわ

(都法四十九 - 二)

慎重に行われたのである。

形で発表した方が妥当かと思われる」と説明されている。(エン) れる。そのメモによれば、吉田書簡Cは「書簡の形で発表されたため、われわれも外交部スポークスマンの声明の

和国は成立後、まだ日が浅く外交に練達していなかった……」と評している。 を優先しながらも「対中配慮」した行動が中国側によって理解されなかったことを遺憾とし、「当時の中華人民共 が非合法な単独講和条約の発効を宣言したことに関する」ものであり、このことから、批判の比重は日本の吉田よ(ユ) する中国政府からの反対声明は、上級の「周恩来外交部長」名義で出された。しかも声明のタイトルは「アメリカ 日華条約反対の立場を示した周恩来声明にみられた「激烈な言葉」による吉田批判を取りあげ、 対応していたことが読み取れるのである。ちなみに、その直後に外務省条約局長に就任した下田武三が、中国側 りもアメリカに置かれていたことが明らかである。当時、周恩来らは吉田らの中国に関する言動を見極めて慎重に また、後に「吉田書簡C」に基づいて調印された日華条約および同日に発効したサンフランシスコ講和条約に対 吉田らの対米関係 0

門広場で大規模な反米集会を開いたが、他方で一〇月一日の国慶節パレートにはアメリカ人記者であるエドガー・ うとして込められた中国側の対日メッセージであったように思われる。 済関係の断絶に関する状況認識を『人民日報』において指摘したことは、将来の日中関係の打開に「余地」を残そ て「中米会談の扉は常に開いている」とのメッセージをアメリカ側に伝えた。「吉田書簡C」の不本意性と日中経 スノーを「アメリカ友好人士」として天安門に登城させて毛沢東の側に立たせ、その写真を『人民日報』に掲載し アに及んだ一九七○年晩春、中国政府は「米帝国主義打倒」を謳う「五・二○声明」を『人民日報』に発表し天安 立させられていた一九五〇、六〇年代にはよく見られる方法であった。たとえば、ベトナム戦争の戦火がカンボジ 。人民日報』の紙面を通じてメッセージを外部世界に送ることは、中国大陸がアメリカによって国際社会から孤

二、「吉田書簡F」の信憑性

応した動きがあったとは考えがたい。ただ筆者は、「吉田書簡C」が公表された二ヵ月後に日本からもう一通の 「吉田書簡」が中国側に伝わっていたことを発見した。 この中国側のメッセージに日本側が呼応したか。このことを裏付ける直截な史料は、今のところ見つかっていな 前述の下田の対中批評から、少なくとも外務省事務レベルでは、中国側の対日メッセージを認識してそれに呼

書簡Fは「一月初旬」に発送され、トルーマンからの返信は「二月下旬」に日本に届いたと説明されている。 書簡」という題の下に収録されている。「三月七日東京発通信」で発信された同往復書簡の送信者のメモによれば、 この「吉田書簡F」は、国営新華通信社の一九五二年四月一○日号『内部参考』誌に「吉田とトルーマンの往復

産党を押さえ込むのみでは不十分であり、 吉田は「これらの共産党の策謀を抑え、日本国民の不満を和らげ、日米両国の協力関係を形成させるためには、共 ゆる煽動と策謀を弄じ、両国民の不和を引き起こそうとしている」と書いた。アメリカ側の危機感を喚起した後、 策に対する不満と反感を惹起した。しかも日本国内の共産党はこれを機会に日米両国の結束と協力を攪乱し、 あたり、 約束し、「中共政府と決して交渉しない」ことを保証したことに言及し、「アメリカ政府の全ての要求を承認するに これに対処する具体的な方法について、吉田は次のように書いた。「もっともよい方法は、日本国民が久しく希 書簡Fにおいて吉田は、まず、ダレス宛の書簡Cにアメリカ政府の意見を受け容れ、国民党政府との条約締結を 日本政府は努めて譲歩し妥協した。このような譲歩は、日本国民の間でわが国政府と貴国並びに貴国の政 日本国民に受け入れられる方法を考えなければならない」と書いた。

政府の最も賢明な政策となることを信ずる。] (16) える形で日本国民に確信させることができるのである。こうした投資――すなわち政府借款の形こそが、アメリカ アメリカが日本の産業に大きな資本を投入した意思表示となり、アメリカが決して日本を見捨てないことを目に見 求してきた 、外資の導入、を実現することである。これは日本の不安定な経済情勢に活力を注ぎ込むのみならず、

の基盤作りを促進することにもなろう」と吉田は書いた。 、弾丸道路、に使うことを計画しているが、この二大プロジェクトは駐留米軍の軍事的負担を軽減し、 る。」こうしたアメリカの対日援助の効用について、「アメリカの対日信用貸付は、以上のような二重の利益がある 前述の建設事業に必要とする資金のうち、米国の援助に頼らざるを得ない額は合計一五億三千二百万ドルであ のみならず、アメリカにとっても軍事的な価値がある。つまり日本政府はアメリカの信用貸付を〝電源開発〟と 日本側で具体的に考えられていたのは、電源開発と高速道路の建設であり、「日本政府の計画によれば、 日本再軍備

要請をダレス特使を相手に提出していた。後述するように、この書簡Fが発送される約二、三週間ほど前、 簡Fをトルーマン大統領宛てに送り、しかもその文中において直前に出したダレス宛の書簡Eについては一切言及 その書簡Eはダレスの目に触れているかどうかもまだ十分に判明しない段階で、返事を待たずに類似した内容の書 府借款を要請した書簡Eをダレス宛に発送したばかりであった。この間クリスマスと新年の休暇を挟んでいたため、 領宛の書簡としては、内容は過度に経済的かつ実務的であったように思われる。第二に通常、吉田はこうした対米 しなかった。このことは、ダレスとの信頼関係の維持という観点から見て、不自然な感じを与える。 このトルーマン宛とされる「吉田書簡F」には若干の疑問点が残る。第一に、アメリカ合衆国の元首である大統 対日政

そもそも占領下の日本政府と外国政府との関係は原則的にはGHQ外交局を通さなければならなかった。吉田は、

シーボルトに依頼したとすれば、その際、返信が待たれるダレス宛の書簡Eとの関係について、どのように説明し ダレスとの交信は通常シーボルト外交局長を経由して行われていた。仮に吉田はトルーマン宛の書簡の転送方を 米駐日代表部と一体ではあったが)を通してアメリカ政府と交信していた。事実、吉田がみずから語ったように、 と弁明していた。法的には連合国の一員であるアメリカも例外ではなく、日本政府は形式上GHQ外交局(実態は ていたのであろうか。 ら失望感を示された際も、英代表部との「コミュニケーションはGHQを通してしか取れないことになっている」 「吉田書簡C」について事前に何ら相談を受けなかったことでクラットン(George L. Clutton)英駐日代表部員か

期の外交文書を調査しても結果は同じであり、本稿で言及している一連の「吉田書簡(A、B、C、D、E)」は United States(FRUS)を調べてみたが、これも徒労に終わった。むろん、日本外務省外交資料館所蔵の対日講和 Fらしき文書を見出すことができなかった。さらに、実際に対米発送されなかった「吉田書簡A」を除く一連の 部・課の記録である Lot File のうち日本関係の記録、プリンストン大学図書館所蔵の Dulles 保管されていた記録である Post - File のうち SCAP に派遣されていた東京駐在米政治代表部の記録、 託して異例の経路を通じてトルーマンに届けたとしても、それへの対応は実務を扱う国務省の日本関係当局者に委 ねられたはずである。しかしアメリカの外交関係文書からはその現物は確認できない。当時アメリカの在外公館で 第三に、米日外交当局の文書からはその現物を確認することができない。仮に吉田はこの書簡Fに特別な価値を (B、C、D、E)」を何らかの形で収録している米国務省刊行記録である Foreign Relations of the Papers からも、 国務省の局・

しかし「吉田書簡F」の内容をみれば、一定の信憑性をもっていることは否定できない。ここでは、

全て確認できたにもかかわらず、

書簡Fのみが見あたらない。

と書いた。アメリカ側の理解を求めるこのような嘆願方法は、ダレスの意向を容れた「吉田書簡C」によって招い で、「現在、日米間に経済的共同戦線ならびに政治的共同戦線を樹立するために為すべきことが多々ございます」 は限りません――があります」と書き、みずからが対米協力したがゆえに置かれた政治的苦境を訴えた。そのうえ が国には日米協力を妨げる目的をもって米国の意図をわい曲して激越な宣伝を行う分子――必ずしも共産主義者と 政府は、国民に対して政治的および経済的に米国と最大限に協力することの重要性を強調しております。他方、わ でダレス宛に書かれたもので、便宜的に「吉田書簡E」と呼ぶ。この書簡Eにおいて吉田は、まず、「わたくしの して、書簡Fと内容的にきわめて類似するもう一通の吉田書簡を取り上げたい。それは一九五一年一二月二二日付

こそ出てこないが、 らの電源の開発に緊急必要とする資本を持ちません」と書いた。ここに見られるように、「弾丸道路」という言葉(ミズ と書いた。「しかしわたくしどもは重大なる電力不足に直面しております。水力発電は豊富に存在しますが、これ ため一部は自由世界の安全保障に対するわれわれの分担として、できるだけよけい米国に供給したいと思います」 吉田はさらに「われわれは銅およびアルミニュームのような重要物資を一部はわれわれのためドル為替をかせぐ 日本側の「電源開発」と銅・アルミニウムの生産が実現できれば結局のところ対米貢献につな

た国内批判を強調した書簡Fと共通している。

からの借款は、一つは政治的の、今一つは経済的の、二羽の鳥を一石をもって殺すゆえんでありましょう。 款がワシントンで考慮されているとのニュースそのもの――たとえ確認されていないものでありましても-日本に対するアメリカの意思と政策をドラマチックにかつ明白にデモンストレートいたすでしょう。このような借 最後に吉田は対米借款の要請およびその演出の意味について書いているが、これも書簡Fと一致する。「合衆国

がるという論法は、

書簡Fと類似している。

益な心理的効果を生み日米共同戦線を堅固にすることを助けるだろうと信じます。」(⑵)

きる吉田首相の側近以外の第三者による捏造の可能性は排除できよう。 たが、論旨および表現は極めて近似していることが読み取れる。書簡Fは少なくとも、吉田または書簡Eに接近で 路」の建設を挙げたり、反共対策の意味を強く強調した点においては書簡Fと書簡Eとの間に若干の相違が見られ 以上のように、吉田が米政府の対日借款を要請する際その目的に銅とアルミニウムの生産の代わりに「弾丸道

側近の一人によれば、今回の親書は三回目だと言われてはいるが、これは一回目のものかもしれない。」ただ、こ れを一回目のものと推測した根拠についてはとくに説明されていない。 ったことを示唆する次のような説明があった。「一月の初めに吉田はトルーマン大統領宛に書簡を送った。吉田の 日本から北京の新華通信社に書簡Fを送った送信者のメモには、そもそもの発信源は「吉田の側近」であ

三、吉田の国内世論工作:「演出」

とえば、書簡A、B、D)は機密解除されるまで長年にわたってその存在すら知られていなかったにもかかわらず、とえば、書簡A、B、〇)は機密解除されるまで長年にわたってその存在すら知られていなかったにもかかわらず、 ことについて書かれていることが分かる。 なぜ「吉田書簡F」のみが作成後まもなく中国側にわたったのかという問題である。「吉田書簡F」をその他の ない。それよりも興味深い問いは、「吉田書簡C」に関連して作成された中国問題に関する一連の「吉田書簡」(た 吉田書簡」と比較すれば、 書簡Fは秘密のルートを通じて中国側にわたったようであるが、どのような具体的経路であったのかは確認でき 後者は政治的な内容であったのに対して、前者には主として対日借款など、経済的な

済に関心を示し続ける」ようダレスに要請していたのである。(4) さなかった」と書いているが、このダレス・吉田会談においても吉田は、いずれ公開される「書簡C」の「内容に 簡Eにおいて吉田は、それに先立つ一九五一年一二月一八日に開催されていたダレス・吉田会談で十分「意を尽く 基づいて国内世論対策を講じる必要があり」、野党の「批判を静めるために、アメリカは対日政府借款など日本経 すでに見たように対日経済援助を求める書簡Fと書簡Eには、それを演出することの意味が強調されていた。書

様をオフレコで語ったが、報道は「外電」という形式で行われた。 皇とマッカーサーとの第四回の会見の際に通訳を務めた外務省情報部長の奥村勝蔵が外務省記者クラブで会見の模 たは「米国人記者による」記事は、必ずしもアメリカ側から入手したものとは限らない事例はある。たとえば、天 必要であることを対米懇請した書簡をアメリカ政府宛に送ったと報じられた。占領下において「ワシントン発」ま いて「ワシントン発」という形で、吉田首相は中国貿易の中断によって日本の経済情勢が厳しくなり、ドル援助が 吉田は書簡Cの公表に備えて、事前に世論工作を行っていた。一九五二年一月一一日付『東京新聞』にお

ことは何も言っていない模様である」と報じらていることから、これは金額を明示した書簡Fではなく、 ちなみに、この記事によれば、書簡は「ばく然と援助が欲しいというだけで一体何億ドルぐらい要るのか具体的な も、「吉田書簡E」に見たように吉田から申し出た「演出」要請にアメリカ側が応えた結果と言えないこともない。 るが、仮にそうであったとすれば、経済援助を求める吉田書簡の存在をアメリカ側が意図的にリークしたこと自体 ついて行われた論評の可能性が高いように思われる。 しかし、『東京新聞』の記事は、その冒頭にワシントンの「最も権威ある筋から記者が得た情報による」としてい むろん『東京新聞』のこの記事も同じように形式のみの「外電」であったと現段階では断定することはできない。 書簡Eに

事に吉田が関わったことを否定している。 首相から懇請している。」ただ、この情報の出所についてシーボルトに問いただされた首相秘書官は、これらの記 的な証言が掲載されている。それによれば、「ドル援助の懇請は日本としては当然のことでこれまでも吉田首相か ら度々行ってきた。ごく最近国務省宛に同様趣旨の書簡を送ったことも事実で昨年末ダレス顧問が来日した時にも 『東京新聞』の同記事の左隣には、ドル援助を対米要請した吉田書簡との関連で日本政府高官の匿名による肯定

二〇数名を外相官邸に招き、夕食をともにして懇談した。 題につき懇談した。「とくに中国問題に関するダレス氏あて書簡について関西経済界の了承を求めた。……吉田首 によって日本の犠牲を補ってくれるものと思う旨を述べた。」この懇談会に続き、吉田は一八日夕方、関東財界人 によって日本は相当な経済的犠牲を払わなければならないので、アメリカ側も東南アジア開発などを推進すること 相は現在の国際情勢では一六日発表したダレス氏あて書簡のように中共とは正常な外交関係は持ちかねるが、これ 阿部孝次郎、名古屋商工会議所会頭伊藤次郎左衛門等関西財界人約二〇名を目黒の外相官邸に招き、 作に取り組んた。一月一七日正午から関西経済団体連合会長関桂三、大阪商工会議所会頭杉道助、紡績協会委員長 書簡Cの公表後も、吉田はその悪影響を取り消すために、主な経済関係者に会見するなどして、理解を求める工 当面の経済問

る三月危機打開のため」日本橋繊維会館で催された「官民合同危機突破懇談会」であった。 僚は一八日に開かれた繊維関係団体と政府側との懇談にも、自由党幹部たちと出席した。同懇談会は、 七日の懇談会には政府側から池田勇人蔵相、 紡績協会、化繊協会、羊毛工業連合会、麻同業会、綿糸布輸出協会等、「繊維関係一六団体代表者が当面す 高橋龍太郎通産相、 保利茂官房長官も出席したが、この三名の閣 日本繊維協

こうした一連の世論工作が功を奏したためか、たとえば、「吉田書簡C」が公表された翌日の [朝日新聞] の おける自己の政治的立場を強化するという考え方であった。 等と会談、平塚氏曰く、吉田首相は講和条約批准後も米国よりの援助(いわゆる日米経済協力)等の問題解決のた ていた一九五一年八月一六日の石橋湛山日記の記事によれば、当日「経済倶楽部に赴く、平塚常次郎、 であったと考えていた。これは当時の政界でよく知られていたことである。たとえば、対日講和条約の調印を控え 公職追放から復帰する自由党内の反対勢力に対するみずからの派閥の優位を維持する観点から見ても、 アメリカの対日経済援助について吉田は、アメリカによる占領終結後も引き続き自由党政権を維持し、さらには 居据わる意向なり」と記されている。つまりアメリカの対日経済援助を獲得する能力の誇示によって、[33] 必要不可欠 国内に

ならず、「政治的にも総選挙を控えている吉田政権にとってアメリカ政府からの支援が必要である」と説明しな。 る時間を設けるために晩餐会が始まる三〇分前に到着するようマーフィに依頼した。討議において池田は、 六月七日、吉田はマーフィ(Robert D. Murphy)米駐日大使を晩餐会に招待し、池田勇人蔵相と経済問題を討議す カの援助によって一、二億米ドル規模の信用限度制度をつくる構想を語り、 独立した後はじめての総選挙に臨む際も吉田は、選挙対策としての経済援助を対米要請した。一九五二年 これは経済的観点から必要であるのみ アメリ

このことからも、吉田にとってアメリカの対日経済援助を「演出」することがきわめて重要であったことは理解さ 岡崎は自由党が勝利を収めるには、総選挙が実施される一○月一日までに対日「財政援助を行う姿勢」として何ら 最大限の理解をもって考慮し……近いうちに財政援助を行う」といった内容を発表するようマーフィに要請した。 かの形でアメリカの政府機関が談話を発表する必要があると強調し、たとえば「日本からの財政援助要請に対して 「抜き打ち解散」によって総選挙が迫っていた九月五日、吉田は岡崎勝男外相をマーフィ大使の元に遣わした。

四、アメリカの対応

れよう。

れとその後継政権とは決してうまく行かないであろう」と分析された。そしてワシントンの輸出入銀行が円通貨の 対立する鳩山派を抱える自由党内における吉田派の統率力の強化にもつながる。吉田派が統率力を失えば、 点があるのみならず、政治的にも有益である。つまりこの措置は「きたる総選挙における自由党の勝利のみならず、 てあげるべき」との意見を国務省に具申した。その理由は、ボンドの意見によれば、日本経済の安定を図るのに利 の利益にもっとも合致すると信じ、日本側が要請した一億ドル程度の信用限度制度のために国務省は資金調達をし の要請を受けたアメリカ大使館は、ボンド(Niles W. Bond)参事官の名で、「吉田の要請に応えることがアメリカ とする基金の利用可能性を調べ、または日本の信用限度の確立に関心の有無を復興金融協力機関に打診してみると 安定を目的とする信用限度の確立への融資に前向きでなければ、 吉田が渇望していた対日経済援助またはその演出に対して、アメリカ側はどのように応えたのであろうか。 財務省に対してその管轄下にある通貨安定を目的 われわ 池田

いったような方法が国務省に対して進言された。(36)

おけるアメリカの軍事およびその他の政府調達計画を強調する談話草案を起草して国務省に打電した。(35) う」と書き、吉田らの要請に応えるよう国務省に強く進言した。その後マーフィは、岡崎と協議した上で、 権党の座に居続けることがアメリカの利益に合致すると観て、現在要請されているものは「借款ではなく、ただの 談話のみ」であり、「今それを行わなければ、好ましくない選挙結果となったならば、われわれは後悔するであろ を主張しているが、それと比べて三つの主要な反対党の政策は「好ましくない」と捉えた。 吉田の自由党は国力に見合う程度の防衛力の漸増を約束し、集団安全保障の機能を整備し、 その後の岡崎外相からの要請については、マーフィ大使はみずから選挙戦における各政党の政策を比較分析し、 マーフィは自由党が政 自由主義陣営との協力 日本に

はあったが、吉田が希望していた新規の対日借款ではなかった。 の談話に示された日本における駐留米軍および朝鮮戦争関係の米政府調達はこれまでの継続を表明する「演出」で 持に直接役立てる。こうした調達はつぎのような支出を含む。 月二四日に行われた日本国連協会主催の昼食会におけるマーフィ大使の演説に盛り込まれて公表された。しかしそ 六月三〇日までの財政年度において、およそ七億五千万ドルとなる。」結局、これは総選挙を控える一週間前の九 におけるアメリカの援助プログラムに関連する物品と役務に使う支出。その合計は、今年七月一日から一九五三年 およびその家族による支出、③朝鮮戦争、韓国人の救助および韓国復興に関連する物品と役務に使う支出、 アメリカは日本において物品と役務について引き続き大規模な政府調達を行い、これは日本の国際収支の均衡保 これを踏まえて国務省は九月一九日に、つぎのような内容を含む談話案を起草し、その発表をマーフィに委ねた。 ①駐留米軍の維持に使う支出、②駐留米軍人と文民 4極東

対日借款に関するアメリカ側の態度が日本に届いた第一報は、 前述した一月一一日付の『東京新聞』記事であっ

そこで吉田首相の援助要請手紙が果たして実際に効果をもたらすかどうかは疑問とみられる。米側では対外援助予 ふうに考慮している模様である。」 (3) 算に含まれないでも金融的援助が必要な場合は、輸出入銀行のような機関を通じて回転資金融通の途があるという の経済界は朝鮮戦争のためドルが沢山入っているので条約発効後も対外援助のうちに加えないでもよいとみている。 た。それによれば、「大統領直属の予算局ではすでに次年度の予算編成をほとんど完成しており、政府側では日本

あることを述べ、さらに現在このような討議は秘密裏に進行していることを伝えること。」 審査基準について説明し、日本に申請する用意があればそれに対する特別な提案を検討する用意が米輸出銀行には 協議した後、つぎのような回答をアリソン(John M. Allison)極東担当国務次官補に具申した。「吉田の要請はア メリカ政府内において最大の誠意をもって討議されたことを伝え、アメリカの種々さまざまな借款に関する手続と メンディンガー(Noel Hemmendinger)は一月一六日午後、対日借款問題についてドッジ(Joseph M. Dodge)と この記事には国務省の対日借款に関する対応の指針がおおむね現れているようである。国務省北東アジア部のへ

のような贈与ではなく、返還する合理的な保証の上で進められるべきである」と書かれている。 生産目的の融資を申請すべきである。世界銀行や輸出入銀行、 本はその他の潜在的な借款を求める国と同じように、みずからの力で、水力発電開発や棉花輸入等のような建設と 与えていたが、日本経済の回復状況に鑑みて昨年はその必要性がなくなったことから援助は継続しなかった。「日 の五年間においてアメリカは、日本経済を戦争の廃墟から立ち上がらせるために合計二〇億ドル近い援助を日本に 約に関する問答集」のうち第七項目は「アメリカの対日援助」に関するものである。それによれば、占領後の最初 ダレスもそれと類似した見解をとっていた。一月三一日にダレスから米上院外交委員会に渡された「対日講和条 政府借款等を申請する十分な理由はあろうが、以前

いた。ダレスは架空の「演出」には消極的であった。(4) で討議された論点をまとめたメモを同封し、吉田の裁量でその情報を自由に使ってよいと書きながら、 に鑑み、「事実の裏付けのない期待を引き起こすような公表はあなたのためにも行わないように提案したい」と書 モで言及している輸出入銀行と国際銀行のいずれも検討中の事項が一般を巻き込んだ議論になるのを好まないこと しかし書簡Eに対してダレスは、二月二八日になってようやく返信した。返信においてダレスは、アメリカ政府内 以上みてきたように、対日借款に対するアメリカ側の態度は、ある意味では、一月初旬にすでに決まっていた。 他方で、メ

田の要求を拒絶した」と記されている。実際、日米行政協定が調印されたのは、ダレスの返信と同日の二月二八日 はたして吉田が完全に譲歩した直後、返信が届いたのである。同返信は、信用貸付は当分望めないということで吉 アメリカ政府の要求を受け入れたのを待つためであった。すなわち交渉を有利な方向に進めるための計略であった。 を経過した後に返信した理由は、ラスク(Dean Rusk)による行政協定の交渉において日本政府が完全に譲歩して ている。それによれば、「トルーマン大統領の前項の吉田書簡に対する返信は、二月下旬に届いた。これほど期日 た。しかし「吉田とトルーマンの往復書簡」を入手した人が日本側から得た情報では、それと異なる理由が示され 返信を遅延した理由についてダレスは、アメリカ政府内の関係者と十分に討議するために時間がかかったと書い

おわりに

書簡Fに対する「トルーマンの返信」と書簡Eに対する「ダレスの返信」の期日はそれぞれ「二月下旬」と「二

月二八日」と記されているが、実は両者は同一のもので、何らかの理由で後者が前者に間違えられたように思われ 確かに中国語の発音では、「杜魯門(トルーマン)」と「杜勒斯(ダレス)」が近いため、混同されたのであ

ろうか。それでも「往信」の特定は依然としてできない。

された電源開発と道路建設に要する金額は約一五億ドルほどである。」(傍線・傍点——陳) はこの問題についてドッジ、ダレス大使、マーカット将軍およびマーフィ大使と協議した。マーカット将軍に提示 うに書いている。「ここ数ヶ月来、吉田首相は頻りに大規模な対日借款をアメリカ側に要請している。これまで彼 参事官は、ヤング(Kenneth T. Young)国務省北東アジア部長宛の一九五二年七月一八日付書簡において、 幸いにして、FRUS に「書簡F」の痕跡を思わせる字句を発見することができた。駐日アメリカ大使館のボンド

そして傍線が引かれている箇所を合計すると、「吉田とトルーマンの往復書簡」に記されている吉田の「三回」に 駐日大使として赴任していなかったことから、 ドル」とほぼ一致する。吉田のマーフィに対する要請は、「吉田書簡F」が中国に伝わる時点ではマーフィがまだ ていたものは、実はGHQ経済科学局長であった「マーカット将軍」宛の書簡となる。「マーカット」が如何に わたる対米要請の叙述と一致している。書簡Fはこの三回のうちの一回であれば、「トルーマン大統領宛」とされ トルーマン」に間違えられたのかは依然として不明であるが、占領下の日本経済に責任をもつ経済科学局長 ここの傍点が振られている箇所は、「吉田書簡F」に記されている「電源開発」「弾丸道路」「一五億三千二百万 書簡Fの対中送信者が伝えた吉田の対米要請回数から除外される。

対日経済援助を求めた証拠として経済関係者に内示され、さらに日中貿易に強い関心を抱いていた経済関係者の 吉田書簡F」は、 吉田らによる一連の国内世論工作の過程において、 日中関係の断絶と引き換えにアメリカに

マーカットに対して経済援助を求めたことは不自然ではない。

吉田らがそれに呼応するために、書簡Cの不本意性を示した書簡Fと吉田を失望させたアメリカ側の返信とを含め 日中関係における「経済要因」の重要性を再確認することはできた。 れるが、 た情報を大陸側に送ったのか。それとも、その両方か。このことを完全に解明するには、さらなる資料公開が待た ルートを通じて中国側にわたったのか。または「吉田書簡C」に対する周恩来の対日「メッセージ」を受け取った いずれにしても、中国側の資料による日本の対中政策への逆照射は有意義であり、その作業を通じて戦後

付録:「吉田書簡F」

に支え合う必要があり、そうすればお互いの独立と安寧を維持することができることを私は確信している。 とりわけ戦後疲弊した状況のなかでアメリカから援助いただいたことや独立に向けて歩み出そうとしている今日 「日本の存立はアメリカと自由世界の存立に係っており、したがって日本とアメリカとの関係を強化し、 お互い

において軍備と安全保障面でアメリカのお世話になっていることに対し、厚く御礼申し上げる。

とを誓った。アメリカ政府の全ての要求を承認するにあたり、日本政府は努めて譲歩し妥協した。 本政府がアメリカ政府の見解を認めてそれを受け入れ、台湾政府との条約締結を約束し、中共政府と交渉しないこ このようなことから、講和条約と安全保障条約並びに行政協定を締結する際に、ダレス特使宛書簡において、日

した。 しかしこのような譲歩は、日本国民の間でわが国政府と貴国政府ならびに貴国の政策に対する不満と反感を惹起 しかも日本国内の共産党はこれを機会に日米両国の結束と協力を攪乱し、あらゆる煽動と策謀を弄じ、

民の不和を引き起こそうとしている。

これらの共産党の策謀を抑え、日本国民の不満を和らげ、日米両国の協力関係を形成させるためには、共産党を

押さえ込むのみでは不十分であり、日本国民に受け入れられる方法を考えなければならない。

これは日本の不安定な経済情勢に活力を注ぎ込むのみならず、アメリカが日本の産業に大きな資本を投入した意思 表示となり、アメリカが決して日本を見捨てないことを目に見える形で日本国民に確信させることができるのであ この目的を達成するもっともよい方法は、日本国民が久しく希求してきた、外資の導入、を実現することである。

こうした投資―すなわち政府借款の形こそ、アメリカ政府のもっとも賢明な政策となることを信ずる。 アメリカの対日信用貸付は、以上のような二重の利益があるのみならず、アメリカにとっても軍事的な価 値があ

の二大プロジェクトは駐留米軍の軍事的負担を軽減し、日本再軍備の基盤作りを促進することにもなろう。 つまり日本政府はアメリカのクレジット貸付を〝電源開発〟と〝弾丸道路〟に使うことを計画しているが、こ

日本政府の計画 (前述の電源開発と弾丸道路を指し、膨大な参照資料をつけた)に基づき、前述の二大プロジェ

クトの所要資金のうち、アメリカの援助に頼らざるを得ない資金は合計一五億三千二百万米ドルになる。 アメリカ政府は国内において軍備を拡大するのみならず、北大西洋条約機構軍の整備および同盟国への援助にお

このことは首相としての私個人の切なる願いのみならず、全ての日本国民の冀うところでもある。何卒ご賢察いた とができるかどうか。ひとえにアメリカの援助、すなわち前述した政府借款が実現できるかどうかに係っている。 解できる。しかし日本も苦境に置かれている。日本は再び独立した国として立ち上がって自分で自分の国を護るこ いて多大な金額を支出せざるを得ないであろう。それによりアメリカ国民の負担がますます重くなることは十分理

新発見の「吉田書簡F」

可及的速やかに受け入れられたい。」

- った「戦後日中関係における経済要因」と題する報告原稿の一部に基づき、さらに加筆したものである。 本稿は、二○○七年一○月二七日に福岡国際会議場で開催された日本国際政治学会に提出し、その第四部会で筆者が行
- 2 簡、再考― ^西村調書、を中心に」『北大法学論集』第五四巻第四号(二〇〇三年一〇月)参照。 拙著『戦後日本の中国政策――一九五〇年代東アジア国際政治の文脈』(東京大学出版会、二〇〇〇年)。拙稿
- 3 「吉田書簡に反対する章漢夫外交部副部長の声明」外務省アジア局中国課監修『日中関係基本資料集(一九四九~一九六
- (4)「一九五二年一月二二日章漢夫関於吉田書簡的声明」中国外交部档案館九)』(財団法人霞山会、一九七〇年)二九―三一頁。
- 5 「吉田卑賤地順従美国竟擬與台湾残匪締和」『人民日報』一九五二年一月二三日号。
- $\widehat{\underline{6}}$ 「日本人民普遍斥責吉田非法措置 英国人民反対美国強制日本與蒋匪媾和」『人民日報』一九五二年一月二三日号。
- (7) 同右。
- (8) 同右。
- (9) 同右。
- (10)「一九五二年一月二二日章漢夫関於吉田書簡的声明」中国外交部档案館
- $\widehat{11}$ 五月七日号。 「中華人民共和国中央人民政府外交部周恩来部長関於美国宣布非法的単独対日和約生効的声明」『人民日報』一九五二年
- 12 下田武三『戦後日本外交の証言・上』(行政問題研究所出版局、一九八四年八月) | | | | | | | | | | | | | | | | | |
- 日報』一九七〇年五月二一、二二、二三日、一〇月二、三日、一二月二五日号。ちなみに一二月二五日号の一面の右上に は、「アメリカ人民を含む世界中の人民は、われわれの友である」という毛沢東の語録が大文字で掲載されている。 丁暁平『記者之王――埃徳加・斯諾在中国』(新世界出版社、二〇〇五年)三二二―三二三、三三三―三三四頁。『人民
- 翻訳し、本稿の文末に付録として収めた。 「吉田与杜魯門的来往信件」『内部参考』一九五二年四月一〇日。なお、ご参考までに、「吉田書簡F」の全文を日本語に
- (15) 同右。
- (16) 同右。
- (17) 同右
- Memorandum by George Clutton, Dening to Scott, Feb. 18th, 1952, FJ 10310/54, 99404, FO 371, PRO
- (19) 「西村調書」Ⅱ、五九、二三○頁; FRUS, 1951, VI, pp.1465-1466

- (2C) 同
- (21) 同右。
- (22)「吉田与杜魯門的来往信件」、前揭。
- (2) 陳「〝吉田書簡〟再考── 〝西村調書〟を中心に」、前掲。
- (A) FRUS, 1951, VI, pp.1444–1445.
- (25) 『東京新聞』一九五二年一月一一日号。

で一番の関心事とされた安全保障問題に関するマッカーサーの天皇に対するコミットメントを「新聞の紙面ではなく口コ 年七月)を参照されたい。松井の記したところによれば、奥村の部下として報道課長を務めていた法眼晋作は、当時日本 新聞』と『毎日新聞』では、それぞれ「AP特約=東京」と「UP通信=東京」として、会談時間等きわめて簡単な事実 ば、会談は「ワシントン発」として報じられたとされる。ただ、会談の翌日の五月七日付の日本国内の主要新聞に掲載さ ミで日本人に知らせたいと考え決心した」奥村が意図的に「漏洩した」と観測したとされる。この意味で、いわゆる「ワ た松井明の手となる記録が残されているが、その詳細は、豊下楢彦『昭和天皇・マッカーサー会見』(岩波書店、二〇〇八 のみが報じられている。なお、奥村勝蔵による情報「漏洩事件」の顛末については、当時奥村の下で渉外課長を務めてい れた関係記事を調べたところ、『朝日新聞』では「ラッセル・ブラインズAP東京支局長記」として、また同日付の『読売 シントン発」が語り伝えられたように思われる。 高橋紘・鈴木邦彦『天皇家の密使たち―秘録・占領と皇室』(現代史出版会、一九八一年)二四三頁。高橋・鈴木によれ

- (27) 『東京新聞』一九五二年一月一一日号。
- (28) 同右。
- (\mathfrak{R}) Sebald to Secretary, No, 1455, 493.94/1–1352, Box 2217, NA.
- (30) 『朝日新聞』一九五二年一月一八日、一九日号。
- (31) 同右、一九五二年一月一九日号。
- (32) 同右、夕刊、一九五二年一月一七日号。
- 33 「湛山日記」『自由思想』(石橋記念財団) 一九九七年四月、五〇頁。
- (\Rightarrow) FRUS, 1952-54, XIV, Part 2, p.1268
- (55) *Ibid.*, p.1328
- 第) *Ibid.*, pp.1284-1285

- (云) *Ibid.*, pp.1328–1330
- (39)『東京新聞』一九五二年一月一一日号。(38)『bid., pp.1331-1332;『朝日新聞』夕刊、一九五二年九月二四日号。
- 40 Hemmendinger to Allison, Jan. 16, 1952, 00532, Reel 6, Bureau of Far Eastern Affairs, Lot File, National Archives.
- 41 Dulles Papers, Mudd Library, Princeton University. "Quetions and Answers, Japanese Peace Treaty," Jan. 31th, 1952, Selected Corespondence and Related Material, Box 61,
- (4) FRUS, op. cit., p.1196
- (43) 「吉田与杜魯門的来往信件」、前掲。
- (\(\frac{4}{2}\)) FRUS, op. cit., p.1284